

ID: 1032

担当部署: 健康福祉部 地域福祉課

処分の概要	特別障害者手当の支給の制限②		
法令名 根拠条項	特別児童扶養手当等の支給に関する法律 第26条の5		
法令番号	昭和39年法律第134号		
【基準】 法第26条の5において準用する法第21条の規定による。 第21条 手当は、受給資格者の配偶者の前年の所得又は受給資格者の民法第877条第1項に定める扶養義務者で当該受給資格者の生計を維持するものの前年の所得が、その者の扶養親族等の有無及び数に応じて、政令で定める額以上であるときは、その年の8月から翌年の7月までは、支給しない。			
備考			
設定年月日	平成 27 年 4 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日